

ネットの「お試し価格」に注意を！！

～ 1回注文だけのはずが定期契約に… ～

インターネットで割安の「お試し価格」として販売される健康食品を買った消費者から「**1回だけ注文したつもりが定期購入の契約**になっていた。」などの相談が4月以降各地の消費生活センターに寄せられていることが分かりました。



【主な相談例】

- 高校生の娘がスマートフォンでサプリメントを購入した。定期購入が条件と分かり、業者に連絡したが「3回目の商品発送後でないと解約手続きはできない」と言われた。

美容効果があると宣伝している、あるサプリメントの販売サイトを見てみると、**通常は数千円の商品が無料で試せると記載**されています。サイトにはサプリメントの効果や利用者のコメントの紹介があり、**無料という言葉が強調**されています。しかし、よく見ると同じサイトの**ただし書きには「複数回購入が条件」「次回からは数千円」と記載**があります。実質無料なのは実は初回分のみということです。



「無料」「お試し価格」などの表示や効果作用は強調されていますが、「定期購入が前提条件となっていること」「返品は受け付けないこと」など、**契約条件についての記載や注意を促すような表示がわかりにくかったり、見逃してしまう**場合があります。

また、スマートフォンからも手軽に注文できますが、画面が小さく規約の文字が見えにくいため、気づかずに契約してしまうケースもあります。

注文する際は、**規約などをきちんと読んで、契約の条件や支払総額、もしもの時の解約条件などについてよく確認**するようにしてください。

【本情報は、10月14日付け朝日新聞記事を引用しています。】

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課 小林

電話：0776-20-0296（直通）メール：s-kobayashi-7g@pref.fukui.lg.jp

「家庭の日」推進テーマ10月「スポーツを楽しみ、よい本に親しもう」

「青少年育成の日」推進テーマ10月「スポーツに親しみ、たくましい心と体を育てよう」